

「農林漁家への民泊に係る取扱指針」 一問一答

岩手県農林水産部農業振興課

平成17年3月

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| (「1 策定の趣旨」関係) | |
| <u>Q1</u> この指針の作成の目的は何ですか。 | 1 |
| (「2 定義」関係) | |
| <u>Q2</u> 2で定義されている、「市町村が主たる構成員となっている団体、市町村が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の過半を拠出している法人で、地域振興又は農林漁業振興を目的としているもの」とは、どのような団体（または法人）ですか。 | 1 |
| <u>Q3</u> 2で定義されている、「市町村が関与して定めた地域振興又は農林漁業振興に関する方針・計画等に沿って農山漁村生活体験を提供する団体」とは、どのような団体ですか。 | 1 |
| <u>Q4</u> 2で規定している短期間とはどの程度ですか。 | 2 |
| <u>Q5</u> 「市町村等が、宿泊を希望する者の受入農林漁家の決定に関与するもの」とはどのようなものですか。 | 2 |
| <u>Q6</u> 「農山漁村体験、調理、農林漁家との団らん等の機会」とはどのようなものですか。 | 2 |
| (「3 対象とする提供行為等の範囲」関係) | |
| <u>Q7</u> 対象とする民泊の範囲はどのようなものですか。 | 2 |
| <u>Q8</u> 対象とする提供行為等の範囲の中で、1回あたりの受入人数をおおむね5人以内としたのはなぜですか。 | 3 |
| (「4 実績の整理等」関係) | |
| <u>Q9</u> 市町村等が、受入農林漁家の一覧を整備、保管しておくとともに、その実績を整理、把握しておくのはなぜですか。 | 3 |
| (「5 衛生管理指導責任者の設置及び役割」関係) | |
| <u>Q10</u> 衛生管理指導責任者を設置するのはなぜですか。 | 3 |
| (「6 衛生講習会」関係) | |
| <u>Q11</u> 受入農林漁家を対象に衛生講習会を年1回以上実施するのはなぜですか。 また、講師は誰に頼めばよいか。 | 3 |

(「7 事故等への対応」関係)

- Q12 体験及び宿泊時等における安全対策には、どのようなものがありますか。 4
Q13 傷害保険には、どのようなものがありますか。 4

(「8 指導等の対価の受け取り」関係)

- Q14 受け取ることができる指導等の対価は、どのようなものですか。 4
Q15 指導等に伴う対価に含む経費のうち、消耗品費とはどのようなものですか。 5
Q16 指導等に伴う対価に含む経費のうち、人件費とはどのようなものですか。 5
Q17 指導等に伴う対価に含む経費のうち、収穫農産物等の価額とはどのようなものですか。 . 5
Q18 指導等に伴う対価に含む経費のうち、体験指導にかかる諸経費とはどのようなものですか。 5
Q19 指導等に伴う対価に含む経費のうち、食事代の実費とはどのようなものですか。 5
Q20 指導等に伴う対価に含むことができない経費のうち、宿泊のための経費とはどのようなものですか。 6
Q21 指導等に伴う対価に含むことができない経費のうち、体験者の送迎に要する経費とはどのようなものですか。 6

(「9 その他」関係)

- Q22 受入農林漁家等を構成員とする組織を設置するのが望ましいのはなぜですか。 6

〔1 策定の趣旨〕関係

Q1 この指針の作成の目的は何ですか。

(答え)

グリーン・ツーリズムの推進は、農山漁村と都市の多様な交流を通じて、農山漁村地域の活性化を図るものとして期待されています。

滞在型のグリーン・ツーリズムの受入れにあたっては、農林漁業体験民宿等の業許可取得施設を拠点とした体制整備が望ましいのですが、地域活性化や学校教育の一環として、農林漁業体験及び農林漁家への宿泊を希望する事例が急速に増えてきていることから、一部の農山漁村地域では旅館業法及び食品衛生法の適用を受けない滞在型グリーン・ツーリズムが実態として行われています。

こうした状況を踏まえ、農林漁家が、市町村等を通じて、農林漁家が民泊を受入れ、農山漁村における生活体験等の提供を行う場合における受入側の取扱いを明確化し、民泊を希望する者の安全確保、農林漁家の受入れの質の向上を図るとともに法の遵守を目的としてこの指針を策定しました。

〔2 定義〕関係

Q2 2で定義されている、「市町村が主たる構成員となっている団体、市町村が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の過半を拠出している法人で、地域振興又は農林漁業振興を目的としているもの」とは、どのような団体（または法人）ですか。

(答え)

いずれも地域振興又は農林漁業振興を目的としている次の法人、団体です。

- 1 市町村が主たる構成員となっている団体とは、市町村に事務局があるグリーン・ツーリズム推進協議会、市町村等で組織する広域の農林漁業振興を目的とする協議会等が該当すると考えられます。
- 2 また、町村が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の過半を拠出している法人とは、市町村が主たる構成員もしくは出資者となっている、公社、第三セクター等です。

Q3 2で定義されている、「市町村が関与して定めた地域振興又は農林漁業振興に関する方針・計画等に沿って農山漁村生活体験を提供する団体」とは、どのような団体ですか。

(答え)

市町村計画で定められている地域振興施策等に沿って、それを達成するために必要な農山漁村生活体験を通じた都市と農山漁村の交流事業、活動を行う団体です。

Q 4 2で規定している短期間とはどの程度ですか。

(答え)

明確な基準はありませんが、おおむね7日以内と考えています。

なお、県内での体験型修学旅行生の受入日数は、1～2日が多いと伺っています。

Q 5 「市町村等が、宿泊を希望する者の受入農林漁家の決定に関与するもの」とはどのようなものですか。

(答え)

市町村等が、民泊の希望者からの相談を受け、希望者に対し受入農林漁家を紹介し受入れを行う場合等です。

Q 6 「農山漁村体験、調理、農林漁家との団らん等の機会」とはどのようなものですか。

(答え)

農山漁村体験に係る指導、地域伝統食の調理指導、受入れする農林漁家と民泊する者が相互理解を深めるための生活体験等の話し合い等がこれにあたります。

現代の都市生活では体験できないもので、民泊した方が最も求めているものと考えています。

(「3 対象とする提供行為等の範囲」関係)

Q 7 対象とする民泊の範囲はどのようなものですか。

(答え)

次に示すような、市町村が中心となって行う事業や、市町村が主たる構成員となっている協議会等が実施する都市・農山漁村交流事業が想定されます。

- 1 体験型修学旅行における農山漁村の生活体験の受入れ
- 2 市町村等が行う、友好都市交流、消費者団体交流の受入れ
- 3 学校教育における地域間交流事業の受入れ
- 4 大学等のインターンシップの受入れ
- 5 里山保全、景観づくり等のボランティア活動の受入れ 等

Q8 対象とする提供行為等の範囲の中で、1回あたりの受入人数をおおむね5人以内としたのはなぜですか。

(答え)

この指針における民泊の受入れは、一般の農林漁家でのそれを想定しているものであり、事故等の安全面を確保する意味から、家族の目が届くおおむね5人以内としています。

〔4 実績の整理等〕関係

Q9 市町村等が、受入農林漁家の一覧を整備、保管しておくとともに、その実績を整理、把握しておくのはなぜですか。

(答え)

この指針は市町村等を通じて受入れを行う場合のものであり、食品の衛生管理指導、体験での事故防止指導等の安全確保の面から受入農林漁家の整理を規定しているものです。

〔5 衛生管理指導責任者の設置及び役割〕関係

Q10 衛生管理指導責任者を設置するのはなぜですか。

(答え)

この指針では、農山漁村生活体験等のための食事等の指導を対象としております。

宿泊者に対し食事等の指導を行う場合、適切な衛生管理が必要なことから、受入農林漁家の衛生管理指導を行う衛生管理指導責任者の設置を規定しております。

なお、この衛生管理指導責任者には、適切な衛生管理指導ができる方が望まれます。

具体的には、衛生管理に係る必要な知識、技術を有する方、過去に衛生管理指導業務に従事したことのある方（食品衛生法および食品衛生法施行条例に定める食品衛生管理者、食品衛生責任者として従事したことのある方を含む）等です。

〔6 衛生講習会〕関係

Q11 受入農林漁家を対象に衛生講習会を年1回以上実施するのはなぜですか。
また、講師は誰に頼めばよいか。

(答え)

民泊の受入れにあたっては、宿泊者の安全確保の観点から施設及び体験指導に係る食品等の衛生管理が必要です。

このようなことから、実際に受入れを行う前に農林漁家が、年1回以上、衛生管理に係る講習会を

受講することが望まれます。

また、衛生講習会の講師については、必要な知識、技術を有する者となります（衛生管理指導責任者等）。

なお、保健所の職員の対応等について相談するのも良いでしょう。

（「7 事故等への対応」関係）

Q12 体験及び宿泊時等における安全対策には、どのようなものがありますか。

（答え）

事故が起こる要因には、①「事前の準備不足」、②「活動内容や活動場所の設定が不適當」、③「説明の不足、注意の不徹底」、④「目配りの不足」、⑤「判断の不適切」等があります。

道具を使う場合のケガ、食中毒等の予測される危険を念頭に置き、危険箇所確認、事前の準備および体験活動内容の確認（自らやってみる）、体験の説明や注意はしっかりする等を行うことが大切です。

また、イザとなって慌てないために、あらかじめ医療機関の番号は誰がみてもわかるように控えておくようにしてください。

さらに、各種の安全講習等に参加し知識、技術を身に付けておくことも有効です。

Q13 傷害保険には、どのようなものがありますか。

（答え）

特定の団体（NPO等）が契約者となり、民泊を行う全ての農家を対象とした「総合賠償責任保険」、各農家が加入する「個人賠償責任保険」等があるようですので、個別に保険会社に相談してください。

（なお、民泊者（旅行者）が「国内旅行傷害保険」に加入することで、自身のケガの補償と賠償責任が担保できます。）

（「8 指導等の対価の受け取り」関係）

Q14 受け取ることができる指導等の対価は、どのようなものですか。

（答え）

農山漁村生活体験及び調理・食事等の指導に係る消耗品費・人件費・収穫農産物等の価額・体験指導にかかる諸経費・食事代の実費です。

料金の設定にあたっては、宿泊料が含まれていると解されないことがないよう、実際にかかる経費を積算するなどして決定することが重要です。

宿泊のための経費を受け取って体験者を宿泊させる場合は、旅館業の許可が必要になります。

Q15 指導等に伴う対価に含む経費のうち、消耗品費とはどのようなものですか。

(答え)

農山漁村生活体験及び調理・食事等の指導に係る用紙、道具等の経費で消耗品に限ります。

Q16 指導等に伴う対価に含む経費のうち、人件費とはどのようなものですか。

(答え)

農山漁村体験及び調理・食事等の指導に係る人件費です。

指導対価額については、地域事情により異なりますので、実態に即したものとしてください。

Q17 指導等に伴う対価に含む経費のうち、収穫農産物等の価額とはどのようなものですか。

(答え)

農山漁村体験及び調理・食事等の指導に係る収穫農産物の実費です。

例えば、地域伝統食の加工体験で使用する、自らが耕作している畑からの収穫農産物の実費価額等です。

Q18 指導等に伴う対価に含む経費のうち、体験指導にかかる諸経費とはどのようなものですか。

(答え)

農山漁村体験及び調理・食事等の指導に係る体験者への連絡調整経費等です。

例えば、体験者と体験内容についての打合せを行った際の通信費等です。

Q19 指導等に伴う対価に含む経費のうち、食事代の実費とはどのようなものですか。

(答え)

調理・食事等の指導に係る食材の実費です。

Q20 指導等に伴う対価に含むことができない経費のうち、宿泊のための経費とはどのようなものですか。

(答え)

宿泊のための経費とは、民泊の定義にある「宿泊料」のことです。

宿泊料は、室料・サービス料（人件費等）はもちろんのこと、名目のいかんを問わず実質的に寝具や部屋の使用料と見なされる全ての経費を指します。

(例：休憩料、寝具賃貸料、寝具のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費)

従って、Q14に記載されている「農山漁村生活体験の指導に伴う対価」として受けた金銭であっても、それを受入農林漁家がシーツクリーニング代等に充てようとするならば、それは「宿泊料を受けている」ものとみなされます。

なお、宿泊料を受けて人を宿泊させる場合は旅館業の許可が必要になり、本指針に基づく取組みの対象外となります。

Q21 指導等に伴う対価に含むことができない経費のうち、体験者の送迎に要する経費とはどのようなものですか。

(答え)

体験者の送迎にかかる料金は、農山漁村体験及び調理・食事等の指導に係る経費には含まれません。

なお、送迎料金を徴収したり、送迎の利用の有無により料金格差がある場合は、道路運送法の許可が必要になります。

(「9 その他」関係)

Q22 受入農林漁家等を構成員とする組織を設置するのが望ましいのはなぜですか。

(答え)

本指針の策定趣旨である、民泊者の安全確保、受入れの質の向上を図るためには、安全対策の徹底、受入れ農林漁家の情報交換等が重要であるとともに、あわせて、受入農林漁家の日程調整、衛生講習会の受講にかかる調整が円滑に行われることが必要です。

そのためには、市町村等および受入農林漁家等の連携を図る必要があり、受入農林漁家等を構成員とする組織の設置が望まれるものです。